

(20260401 変更箇所)

①【全パターン】

本文の注釈の第 10 条（需要者等確認）の<注 6>について、「第 1 項第三号：」を冒頭に追記。

②【全パターン】

本文の注釈の第 11 条（取引審査）の<注 4>について、「需要者等が第 10 条第 1 項第三号に該当し「明らかガイドラインシート」で通常兵器の開発等に用いられる懸念が払拭できない場合には、経済産業大臣の許可が必要になる。」を「需要者が第 10 条第 1 項第三号に該当し「明らかガイドラインシート」で通常兵器の開発等に用いられる懸念が払拭できない場合には、経済産業大臣の許可が必要になる。」に修正。

③【2B】

条文本文の第 11 条の第 1 項の「輸出管理統括部門」を「輸出管理統括責任者」に修正。

④【2A 及び 2B】

本文の注釈の第 11 条（取引審査）の<注 7>の「輸出管理統括部門」を「輸出管理統括責任者」に修正。

⑤【2A 及び 2B】

本文の注釈の第 15 条（監査）の<注 1>の「輸出管理統括部門等関係部門」を「輸出管理統括責任者等」に修正。

⑥【3A 及び 3B】

条文本文の第 6 条（最高責任者の業務）の第 2 項の「第 11 条の一部」を「第 11 条（第 6 項を除く。）」に修正。

⑦【3A 及び 3B】

条文本文の第 10 条（需要者等確認）の「営業部門等」を「営業担当者等」に修正。

⑧【3A 及び 3B】

条文本文の第 14 条（技術提供管理）の「[技術を提供する部門の名称を記入]」を「営業担当者等」に修正。

⑨【3A 及び 3B】

本文の注釈の第 14 条（技術提供管理）の注釈を削除（「<注 1> [技術を提供する部門の名称を記入]：実際に技術を提供する部門の名称を記入する。」が記載されていた部分を全削除）。

⑩【3A 及び 3B】

本文の注釈の第 11 条（取引審査）の<注 7>の「輸出管理統括部門」を「最高責任者」に修正。

⑪【3A 及び 3B】

本文の注釈の第 11 条（取引審査）の<注 7>の「営業部門等」を「営業担当者等」に修正。

⑫【仲介】

条本文の第 19 条の「規制貨物等の輸出等に係る文書又は記録媒体を、貨物が輸出された日又は技術が提供された日から起算して、少なくとも 7 年間は保存する。」を「規制貨物等の輸出等及び仲介取引に係る文書又は記録媒体は、貨物が輸出された日若しくは技術が提供された日、又は仲介貿易取引契約日若しくは技術の仲介取引の日から起算して、少なくとも 7 年間は保存する。」に修正。

⑬【仲介】

本文の注釈について、モデル CP の CISTEC ホームページ掲載時に削除された仲介取引関係の文言について、復活追記を実施しました。（第 2 条の<注 2>、第 2 条の<注 3>、第 3 条の<注 4>、第 19 条の<注 1>、第 19 条の<注 2>）。なお、復活追記した部分により、注の番号を適宜変更しております。